

焼津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

当該実施計画の策定については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の一部を改正する法律が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、給特法第 8 条第 1 項の規定により新たに定めようとするものです。

（改正の趣旨）

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっており、教育の質の向上に向けて学校における働き方改革を一層推進するため、給特法第 8 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、実施状況の公表、総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていく。

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

（以下 略）